平成２９年（フ）第２３号
仙台市青葉区小松島２丁目８番３号　ハイツエレガンスＡ―201
破産者　北村　宏徳
1　決定年月日　平成29年６月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第１６４１号
名古屋市中村区横井１丁目180番地
破産者　サン工芸有限会社
1　決定年月日　平成29年６月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１８７１号
名古屋市東区相生町78番地　主税ビル２－Ｃ号室、商業登記簿上の本店所在地名古屋市千種区松軒１丁目１番18号
破産者　日興印刷株式会社
1　決定年月日　平成29年６月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第３４３６号
大阪市西区西本町１丁目15番６号
破産者　株式会社ビジョンクエスト
1　決定年月日　平成29年６月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３６４０号
大阪市平野区長吉長原西２丁目12番30号
破産者　有限会社山栄建装
1　決定年月日　平成29年６月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４８１５号
大阪府高槻市南芥川町９番16号
破産者　株式会社紀伊国屋水産
1　決定年月日　平成29年６月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５０４０号
大阪府守口市東郷通２丁目６番19号
破産者　株式会社セレクト技研
1　決定年月日　平成29年６月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５１０９号
大阪市中央区淡路町３丁目１番５号
破産者　株式会社タップス
1　決定年月日　平成29年６月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５２１８号
大阪市東淀川区井高野２丁目１番24号
破産者　株式会社あおやま
1　決定年月日　平成29年６月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５３００号
大阪市平野区瓜破南２丁目４番107号
破産者　大鐵工業株式会社
1　決定年月日　平成29年６月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５４４８号
兵庫県尼崎市椎堂１丁目３番７号
破産者　有限会社ジェイ・アンド・ビー
1　決定年月日　平成29年６月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第８１６号
大阪府豊中市走井３丁目５－20
破産者　株式会社ムーヴ
1　決定年月日　平成29年６月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第９０６号
大阪府茨木市松ケ本町１番12―1008号
破産者　株式会社エスペランサ
1　決定年月日　平成29年６月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１１２０号
大阪府箕面市西宿３丁目12番１号
破産者　株式会社日風水屋
1　決定年月日　平成29年６月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第８６８号
神戸市中央区熊内町２丁目５番11号
破産者　株式会社ミミザン
1　決定年月日　平成29年６月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１４５号
神戸市東灘区青木６丁目８番38―313号
破産者　牧　千栄子
1　決定年月日　平成29年６月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第３８号
兵庫県西宮市南甲子園１丁目10番23号
破産者　株式会社Ｍ２エージェンシー
1　決定年月日　平成29年６月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第７号
沖縄県浦添市大平２丁目８番18―401号
破産者　有限会社嶺商会
1　決定年月日　平成29年６月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２８年（フ）第９２７号
東京都小平市学園西町３丁目２番６号
破産者　龍　　宣夫
1　決定年月日　平成29年６月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第１２９１号
東京都日野市新町１丁目13番地日野新町１丁目アパート３―802
破産者　芦沢　恵子
1　決定年月日　平成29年６月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第５３号
金沢市芳斉１丁目15番６号
破産者　株式会社アンバーライン
1　決定年月日　平成29年６月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
金沢地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第２３号
長野県諏訪市高島３丁目1415番地１
破産者　有限会社ニューハイボーリング諏訪
1　決定年月日　平成29年６月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所諏訪支部

平成２９年（フ）第７５号
京都市下京区烏丸通東塩小路721番地の１
破産者　株式会社みやこ
1　決定年月日　平成29年６月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大津地方裁判所民事部